

議案第107号

春日部市手数料条例の一部改正について

春日部市手数料条例の一部を別紙記載のとおり改正する。

平成19年11月26日提出

春日部市長 石 川 良 三

提案理由

特例市への移行に伴い、計量法の規定に基づく検査に係る手数料等を定めるため、手数料の徴収等の規定等を改正したく提案いたします。

春日部市手数料条例の一部を改正する条例

春日部市手数料条例（平成17年条例第80号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の項（以下「改正後の項」という。）に対応する改正前の欄の項が存在しない場合にあっては、当該改正後の項を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前															
<p>(手数料の徴収等)</p> <p>第3条 手数料は、交付のときに徴収する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査等に係る<u>手数料及び計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づく検査に係る手数料</u>は、申請のときに徴収する。</p> <p>4 計量法第20条第1項に規定する指定定期検査機関が行う定期検査を受けようとする者は、当該定期検査に係る手数料を当該指定定期検査機関に納付しなければならない。この場合において、指定定期検査機関に納付された手数料は、当該指定定期検査機関の収入とする。</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第4条</p> <p>4 第2項（同項第5号を除く。）の規定にかかわらず、計量法の規定に基づく検査に係る手数料は、免除しない。</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">法令に基づく事務に係る手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">手数料の名称</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">化製場等に関する法律第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可申請に対する審査</td> <td style="vertical-align: top;">動物の飼養又は収容許可申請手数料</td> <td style="vertical-align: top;">1件につき（1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合） 8,000円</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">計量法第19条第1項の規定</td> <td style="vertical-align: top;">特定計量器定期検</td> <td style="vertical-align: top;">1 非自動はかりのうち、検出</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	化製場等に関する法律第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可申請に対する審査	動物の飼養又は収容許可申請手数料	1件につき（1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合） 8,000円	計量法第19条第1項の規定	特定計量器定期検	1 非自動はかりのうち、検出	<p>(手数料の徴収等)</p> <p>第3条 手数料は、交付のときに徴収する。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査等に係る<u>手数料</u>は、申請のときに徴収する。</p> <p>(手数料の減免)</p> <p>第4条</p> <p>別表第2（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">法令に基づく事務に係る手数料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">手数料を徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">手数料の名称</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;">化製場等に関する法律第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可申請に対する審査</td> <td style="vertical-align: top;">動物の飼養又は収容許可申請手数料</td> <td style="vertical-align: top;">1件につき（1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合） 8,000円</td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	化製場等に関する法律第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可申請に対する審査	動物の飼養又は収容許可申請手数料	1件につき（1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合） 8,000円
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額														
化製場等に関する法律第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可申請に対する審査	動物の飼養又は収容許可申請手数料	1件につき（1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合） 8,000円														
計量法第19条第1項の規定	特定計量器定期検	1 非自動はかりのうち、検出														
手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額														
化製場等に関する法律第9条第1項の規定による動物の飼養又は収容の許可申請に対する審査	動物の飼養又は収容許可申請手数料	1件につき（1個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し同時に数件の申請が行われる場合） 8,000円														

による特定計
量器の定期検
査

査手数料

部が電気式の
もの又は光電
式のものであ
って、ひょう量
が

(1) 100k g
以下のもの
1 個につき
1,500円

(2) 100k g
を超え250kg
以下のもの
1 個につき
1,900円

(3) 250k g
を超え500kg
以下のもの
1 個につき
2,300円

(4) 500k g
を超え1 t
以下のもの
1 個につき
3,200円

2 非自動はか
りのうち、棒は
かり又は光電
式以外のばね
式指示はかり
であって、直線
目盛のみがあ
るもの 1 個
につき 300円

3 非自動はか
りのうち、1 又
は2に掲げる
もの以外のも
のであって、ひ
ょう量が

(1) 100k g
以下のもの
1 個につき
600円

(2) 100k g
を超え250kg

以下のもの
1 個につき
1,000円
(3) 250kg
を超え500kg
以下のもの
1 個につき
1,600円
(4) 500kg
を超え1 t
以下のもの
1 個につき
2,200円
(5) 1 tを
超え2 t以
下のもの
1 個につき
3,900円
(6) 2 tを
超え5 t以
下のもの
1 個につき
7,300円
(7) 5 tを
超え10 t以
下のもの
1 個につき
11,600円
(8) 10 tを
超え20 t以
下のもの
1 個につき
15,900円
(9) 20 tを
超え30 t以
下のもの
1 個につき
20,500円
(10) 30 tを
超え40 t以
下のもの
1 個につき
23,000円
(11) 40 tを
超え50 t以

下のもの
1 個につき
32,100円

(12) 50 t を
超えるもの
1 個につき
54,200円

4 1 から 3 ま
でに掲げるも
ののうち最小
の目量(隣接す
る目盛標識の
それぞれが表
す物象の状態
の量の差をい
う。)又は表記
された感量(質
量計が反応す
ることができる
質量の最小
の変化をい
う。)がひょう
量の10,000分
の1未満のも
の 1 から 3
までの区分に
応じ、それぞれ
に定める金額
に、100分の200
を乗じて得た
額

5 分銅又は定
量おもり若し
くは定量増お
もり 1 個に
つき 10円

6 皮革面積計
1 個につき
2,700円

7 3 に掲げる
もののうち市
長が検査用具
を運搬して特
定計量器の所
在の場所にお

いて行うもの
3の額に、次の
(1)から(18)
までの区分に
応じ、それぞれ
に定める金額
を加算した額

(1) ひょう
量が2 tを
超え4 t以
下のもの
1個につき
3,300円

(2) ひょう
量が4 tを
超え5 t以
下のもの
1個につき
4,400円

(3) ひょう
量が5 tを
超え6 t以
下のもの
1個につき
5,500円

(4) ひょう
量が6 tを
超え8 t以
下のもの
1個につき
6,600円

(5) ひょう
量が8 tを
超え9 t以
下のもの
1個につき
7,700円

(6) ひょう
量が9 tを
超え13 t以
下のもの
1個につき
8,800円

(7) ひょう
量が13 tを

超え15 t 以下のもの 1 個につき 9,900円
(8) ひょう 量が15 t を 超え16 t 以下のもの 1 個につき 11,000円
(9) ひょう 量が16 t を 超え18 t 以下のもの 1 個につき 12,100円
(10) ひょう 量が18 t を 超え20 t 以下のもの 1 個につき 13,200円
(11) ひょう 量が20 t を 超え21 t 以下のもの 1 個につき 14,300円
(12) ひょう 量が21 t を 超え23 t 以下のもの 1 個につき 15,400円
(13) ひょう 量が23 t を 超え25 t 以下のもの 1 個につき 16,500円
(14) ひょう 量が25 t を 超え26 t 以下のもの 1 個につき

		<p>17,600円</p> <p>(15) ひょう 量が26 tを 超え28 t以 下のもの 1 個につき 18,700円</p> <p>(16) ひょう 量が28 tを 超え30 t以 下のもの 1 個につき 19,800円</p> <p>(17) ひょう 量が30 tを 超え31 t以 下のもの 1 個につき 20,900円</p> <p>(18) ひょう 量が31 tを 超えるもの 1 個につき 22,000円。こ の場合にお いて、これら の検査を受 ける非自動 はかりのひ ょう量が33 tを超える ときは、その 超える質量 に相当する 検査用具の 運搬は、これ らの検査を 受ける者が 行うものと する。</p>			
計量法第127 条第3項の規 定による適正 計量管理事業	適正計量 管理事業 所指定検 査手数料	1 件につき 7,700円			

所の指定に係 る検査							
---------------	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。